

高齢者向け給付金

平成28年7月11日（月）まで受付中

町では、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「高齢者向け給付金」を支給します。給付金の概要については、次のとおりです。

1. 支給対象者 次の①～③の全ての条件を満たす方

- ①平成27年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている
- ②平成28年度中に65歳以上となる者(昭和27年4月1日以前生まれ)
- ③平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）

※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

2. 支給額 給付対象者1人につき30,000円

3. 申請方法 幌延町広報誌『ほろのべの窓』4月号に申請書等を折り込んでいますので必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、保健福祉課戸籍福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。

※ 基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。

「高齢者向け給付金」に関するお問合せ専用ダイヤル

厚生労働省では、高齢者向け給付金に関する一般的な問合せに対応するため、専用ダイヤルを設置しています。

制度の概要についてのお問合せは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

○厚生労働省「高齢者向け給付金」 [0570-037-192](tel:0570-037-192)

○受付時間 平日の午前9時から午後6時まで

「高齢者向け給付金」をよそおった

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください!!

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず、役場や警察署（又は警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



担当:保健福祉課戸籍福祉グループ(電話:5-1115、告知端末:5-8813)